芦屋市社会教育委員に関する条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案	現行
(設置)	
第1条 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第15条の規定に基づき,	第1条 社会教育法 (昭和24年6月10日法律第207号) 第15条に基き本市
本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。	に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。
<u>(定数等)</u>	
第2条 委員の定数は,10人以内とし,学校教育及び社会教育の関係者,	第2条 委員の定数は <u>10名以内と</u> する。
家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市	
民の中から委嘱又は任命する。	
_(任期)	
第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任	第3条 委員の任期は2年とし毎年4月社会教育法第15条の規定により
者の残任期間とする。	<u>委嘱する。補欠委員の任期は</u> 前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。	
	<u>第4条</u> <u>削除</u>
	<u>第5条</u> <u>削除</u>
(補則)	
第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定め	第6条 本条例施行に関し必要な事項は、本市教育委員会が別に定め
る。	る。